

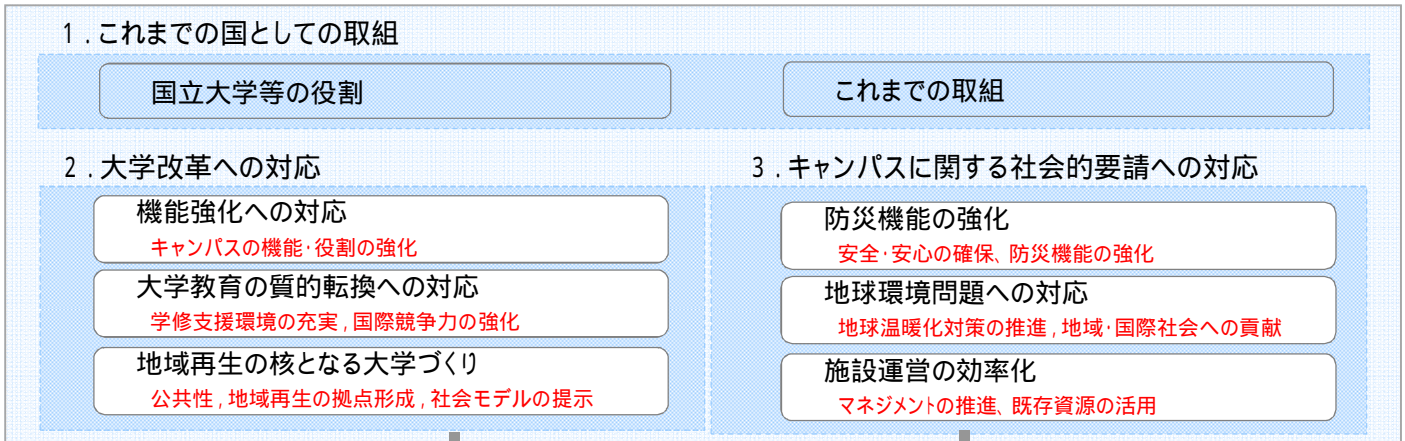
参考資料

「キャンパスの創造的再生～社会に開かれた個性輝く大学キャンパスを目指して～」概要	26
関連資料	28
多様な財源を活用した整備の例	50
国立大学等のキャンパス整備の在り方に関する検討の位置付け	58
国立大学等のキャンパス整備の在り方に関する検討について	59
国立大学等のキャンパス整備の在り方に関する検討の審議の経過	61

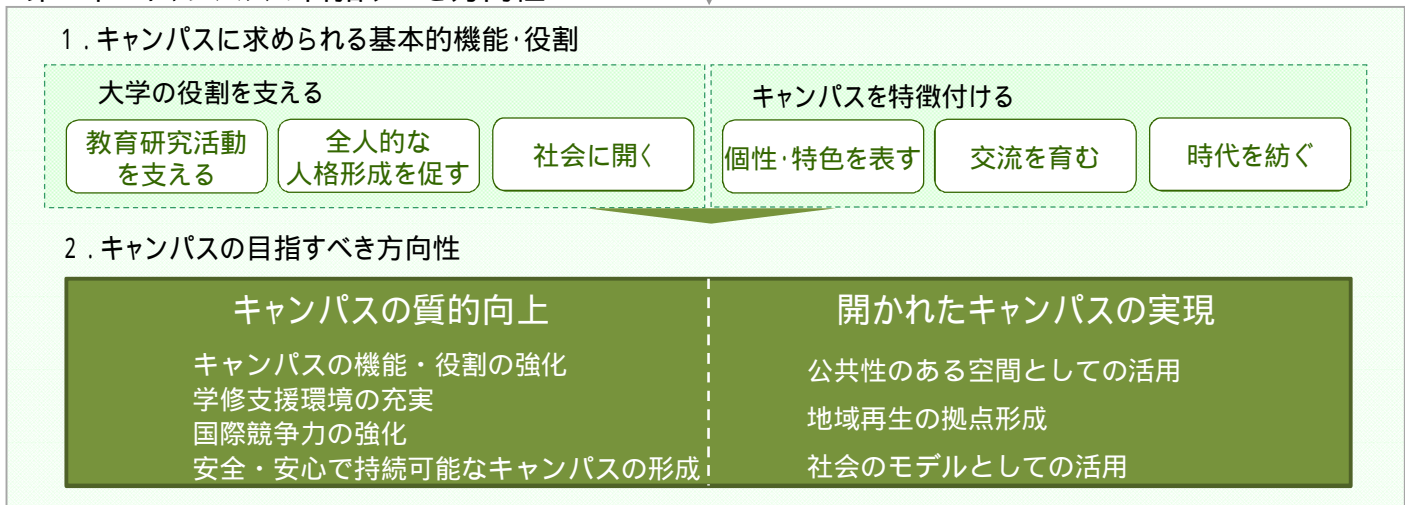
「キャンパスの創造的再生～社会に開かれた個性輝く大学キャンパスを目指して～」報告書（概要）

平成25年3月 国立大学等のキャンパス整備の在り方に関する検討会

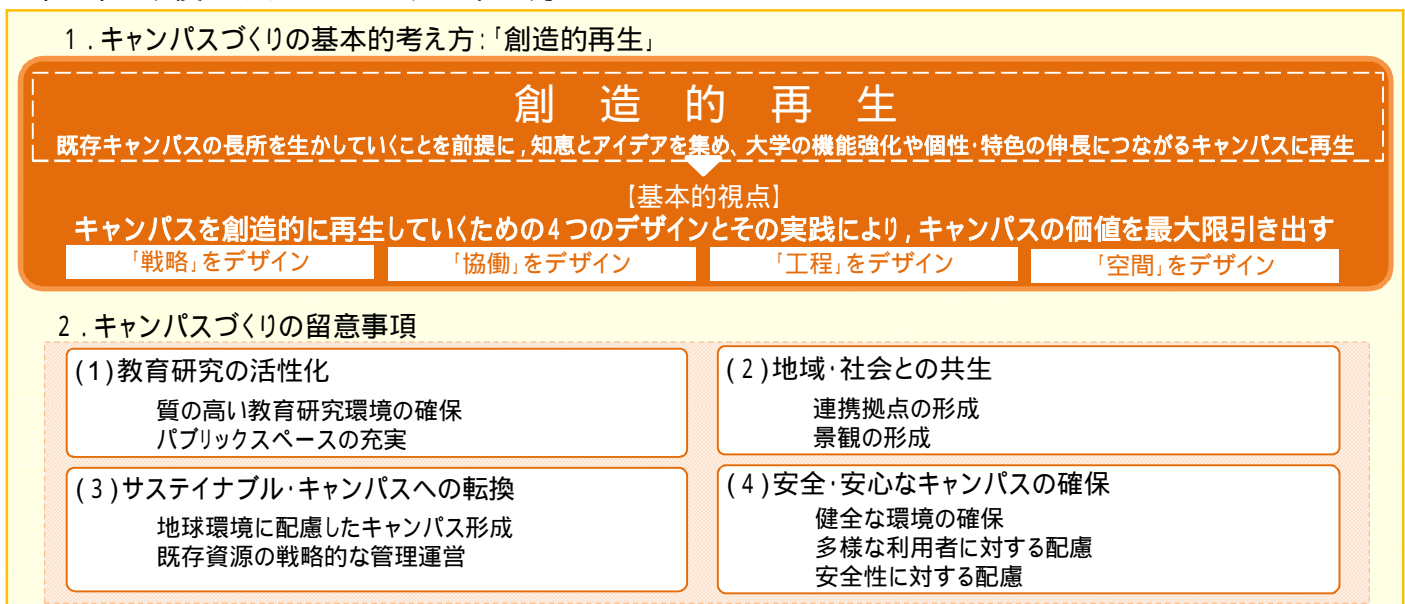
第1章 キャンパスに関する取組と今日的課題



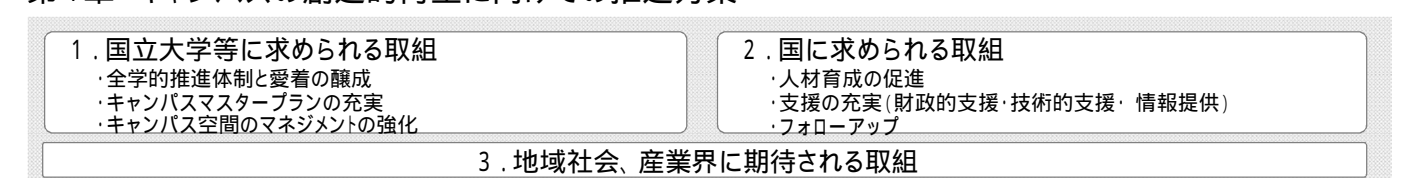
第2章 キャンパスの目指すべき方向性



第3章 今後のキャンパスづくりの在り方



第4章 キャンパスの創造的再生に向けての推進方策



1. キャンパスに関する取組と今日的課題 30

(これまでの国としての取組)

- 1 大学の目的
- 2 中央教育審議会大学分科会における議論のまとめ
- 3 「国立学校施設整備計画指針」の概要
- 4 「戦略的なキャンパスマスタープランづくりの手引き」の概要
- 5 「知の拠点」の概要
- 6 「知の拠点」の概要
- 7 計画的整備の推進

(大学改革への対応)

- 8 国立大学改革のロードマップ
- 9 多様な大学間連携(制度的なイメージ)
- 10 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の概要
- 11 キャンパスの課題
- 12 大学COC機能の強化
- 13 キャンパスの地域への拡大

(社会的要請への対応)

- 14 東日本大震災におけるキャンパスの被害と課題
- 15 「防災対策推進検討会議最終報告」の概要
- 16 防災公園の整備(国土交通省資料)
- 17 国立大学におけるエネルギー使用量の現状
- 18 国立大学における二酸化炭素排出量の現状
- 19 施設整備予算額の推移
- 20 基幹環境整備費の推移

(キャンパスに求められる基本的機能・役割)

- 1 【東京大学・本郷キャンパス】大学の役割を支える場
- 2 【東京大学・本郷キャンパス】キャンパスを特徴付ける場
- 3 【東京海洋大学・品川キャンパス】大学の役割を支える場
- 4 【東京海洋大学・品川キャンパス】キャンパスを特徴付ける場

(キャンパスの目指すべき方向性)

- 5 キャンパスの質的向上の例
- 6 開かれたキャンパスの例(地域と大学の協働によるまちづくり)

- 1 キャンパスに関する教育関係法令
- 2 キャンパスに関する審議会等の答申等
- 3 キャンパスに関する審議会等の答申等
- 4 18歳人口、進学率等の推移
- 5 国立大学の学生数(大学別)
- 6 国立大学法人における学生定員の推移
- 7 高等教育の国際化
- 8 産学連携の推進
- 9 国公立大学の土地・建物面積
- 10 国立大学等の土地利用状況
- 11 キャンパスの満足度
- 12 国立大学等の施設整備に関する指針等
- 13 国立大学における維持管理費の実績
- 14 国立大学におけるエネルギー使用量の状況(詳細)

1 大学の目的

教育基本法(平成18年12月全部改正)

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、**高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造**し、これらの成果を広く社会に提供することにより、**社会の発展に寄与するものとする。**

2 大学については、自主性・自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

国立大学法人法(平成15年法律第112号)

(目的)

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運用について定めることを目的とする。

2 中央教育審議会大学分科会における議論のまとめ

空地・運動場に関する特区制度の全国化について(議論のまとめ)

平成24年3月7日 中央教育審議会大学分科会(第103回) 配付資料

大学のキャンパスに求められる機能・役割について

キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。具体的には、

- ・質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
- ・多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
- ・開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、

の機能・役割がある。

3 「国立学校施設整備計画指針(平成6年5月文教施設部長決裁)」の概要

各大学等における教育・研究活動を始めとする様々な活動にふさわしい施設を整備するとともに、良好なキャンパス環境の形成に資するため、施設整備に関する計画の策定において考慮すべき基本的事項を提示

【第1章】施設整備における基本的視点

1. 高度化・多様化する教育・研究に対応できる施設の整備

高度化・多様化する教育・研究に適切に対応できる環境を整備する観点に立ち、各大学等の目指す教育・研究内容にふさわしい施設の機能や質の水準を備えるとともに、変化に対応できる柔軟性を持った施設とすること。

2. 人間性・文化性豊かな環境の創造

大学等には、知的創造活動の場として、これを支えかつ活性化させるための適切な環境が必要であり、その環境は、人間性・文化性に配慮したゆとりと潤いのある豊かなものとする。

3. 広く社会に開かれたキャンパスの整備

高度な教育・研究機能を持つ大学等は、世界に開かれた情報発信拠点として、また、地域に開かれた学習・研究の場としての役割が求められている。

これらの点に配慮した、社会に開かれたキャンパスとすること。

【第2章】施設整備における基本的な留意事項

1. 教育・研究との一体性のある施設づくり

- (1) 多様な施設の機能・質の水準の確保
- (2) 教育・研究の変化に対する配慮

2. 教育・研究の活性化を促す環境づくり

- (1) 教育・研究を支える様々な活動に対する配慮
- (2) コミュニケーションの場の確保
- (3) 知的創造活動の場にふさわしい環境づくり

3. 健康的で安全な施設づくり

- (1) 健康的かつ快適な環境の確保
- (2) 安全性に対する配慮
- (3) 高齢者や身体障害者等に対する配慮

4. 景観に配慮した施設づくり

- (1) 群として調和のある景観の形成
- (2) 自然環境や周辺環境との調和に対する配慮

5. 環境保全に配慮した施設づくり

6. 情報通信・処理機能の導入に配慮した施設づくり

7. 良好な教育・研究環境の維持

4 「戦略的なキャンパスマスタープランづくりの手引き(平成22年3月)」の概要

キャンパスマスタープランの作成方法について解説するとともに、キャンパスマスタープランの先進的事例等を紹介

【基本編】

1. キャンパスマスタープランの必要性

キャンパスの計画的整備の必要性
戦略的なキャンパスマスタープラン
キャンパスマスタープランの役割と効果

2. キャンパスマスタープランの策定

キャンパスマスタープラン策定の流れ
アカデミックプラン及び経営戦略との関連性
キャンパスの現状把握

キャンパスマスタープランの構成
キャンパスマスタープランの公表
キャンパスマスタープランの策定を担う体制の確立

3. キャンパスマスタープランの実現に向けた取組

キャンパスマスタープランに基づく事業の推進に関する考え方
キャンパス整備による教育研究等への整備効果の公表
キャンパスマスタープランの策定等と実現を担う人材育成

4. キャンパスマスタープランの成長

【実践編】

1. キャンパスマスタープランの策定プロセス

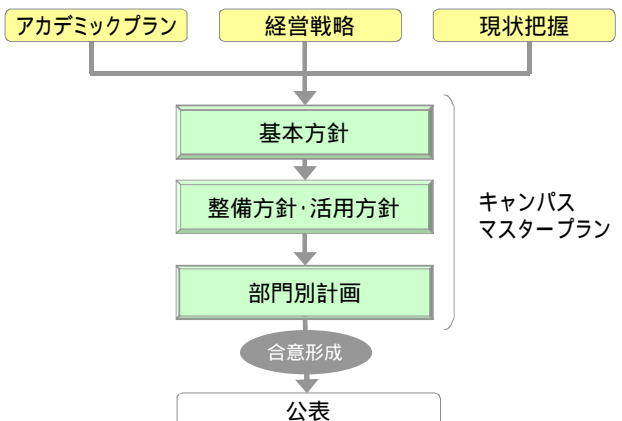
- ・策定プロセスの留意点
- ・キャンパスマスタープランの合意形成

2. 基本方針の策定

3. 整備方針・活用方針の策定

4. 部門別計画の策定

5. キャンパスマスタープランの実現に向けた取組



5 「知の拠点 - 我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について」の概要

平成23年8月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議最終報告

今後の国立大学法人等の施設整備の在り方や中長期的な対応方策を提言

今後の国立大学法人等施設整備の在り方(概要)

1. 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿

～目指すべき姿は、教育研究活動に求められる機能と各国立大学法人等の個性を踏まえた施設～

- 教育機能の発展 (大学等の独自の特性を生かした多様な教育研究ニーズへの対応等)
- 研究機能の発展 (卓越した研究拠点形成、イノベーション創出への対応、プロジェクト研究等への対応等)
- 産学官連携の強化 (地方公共団体、産業界等との連携・協力、多様なスペース確保の取組等)
- 地域貢献の推進 (生涯学習機能の充実、地域医療の拠点形成、バリアフリーなど安全性への配慮等)
- 国際化の推進 (キャンパスの国際化、留学生・外国人研究者等への対応等)
- 地球環境問題への貢献 (持続的発展が可能なキャンパス整備、再生可能エネルギーの積極的導入等)
- 魅力あるキャンパス環境の充実 (キャンパス環境の調和・個性化、学生生活を支える施設の充実等)

2. 長期的視点に立った施設整備

～各国立大学法人等の将来のビジョンを具現化するには、長期的視点に立った施設整備が必要～

- 定期的に発生する老朽施設には、戦略的な施設マネジメントや機能の更新・保全が必要
- 長期的視点に立ったキャンパスマスタープランを策定し、計画的に施設を整備することが必要

3. 国及び国立大学法人等の連携・協力

～国と国立大学法人等が各々の役割を適切に果たし、一層の連携・協力の強化が必要～

< 国の役割 >

- ・国立大学法人等全体の施設整備計画の策定
- ・施設整備に必要な財源の確保
- ・事業の評価・採択の透明化、国民への説明
- ・各法人の円滑な施設マネジメントへの支援等

連携・協力

< 国立大学法人等の役割 >

- ・長期的な視点に立ったキャンパス計画の策定
- ・多様な財源を活用した施設整備の実施
- ・入札及び契約の適正化、事業の競争性確保
- ・経営的視点に立った施設マネジメントの推進等

6 「知の拠点 - 我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について」の概要

今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方策(概要)

1. 中長期視点に立った計画的・重点的な施設整備の推進

- ・厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的な施設整備を進めるために、国は重点的な整備が必要な施設を明確化。
- ・その整備に係る目標及びシステム改革の取組を取り込んだ次期5か年間(H23～27年度)の施設整備計画を策定することが必要。

2. 計画的・重点的な施設整備の基本的な考え方

- 3Sの推進**
- ・質的向上への戦略的整備 – Strategy -
個性や特色を発揮して教育研究を活性化する環境の整備
 - ・地球環境に配慮した教育研究環境の実現 – Sustainability -
省資源・省エネルギーの推進、老朽施設のエコ再生、再生可能エネルギーの導入推進
 - ・安全な教育研究環境の確保 – Safety -
建物の耐震化、非構造部材の耐震対策、基幹設備(ライフライン)の改善

長期的視点に立った整備の推進

- ・キャンパスマスタープランの策定・充実
キャンパス全体の整備計画の策定・充実
- ・システム改革の推進
施設マネジメント(既存施設の有効活用等)
多様な財源を活用した施設整備

3. 重点的な施設整備の内容

老朽改善整備(約400万㎡)	防災機能強化、教育研究の基盤としての質を確保
狭隘解消整備(約80万㎡)	教育研究の高度化・多様化に伴い必要となるスペースを確保
大学附属病院の再生(約70万㎡)	再開発整備の着実な実施、最先端医療・地域医療への対応

4. システム改革の推進

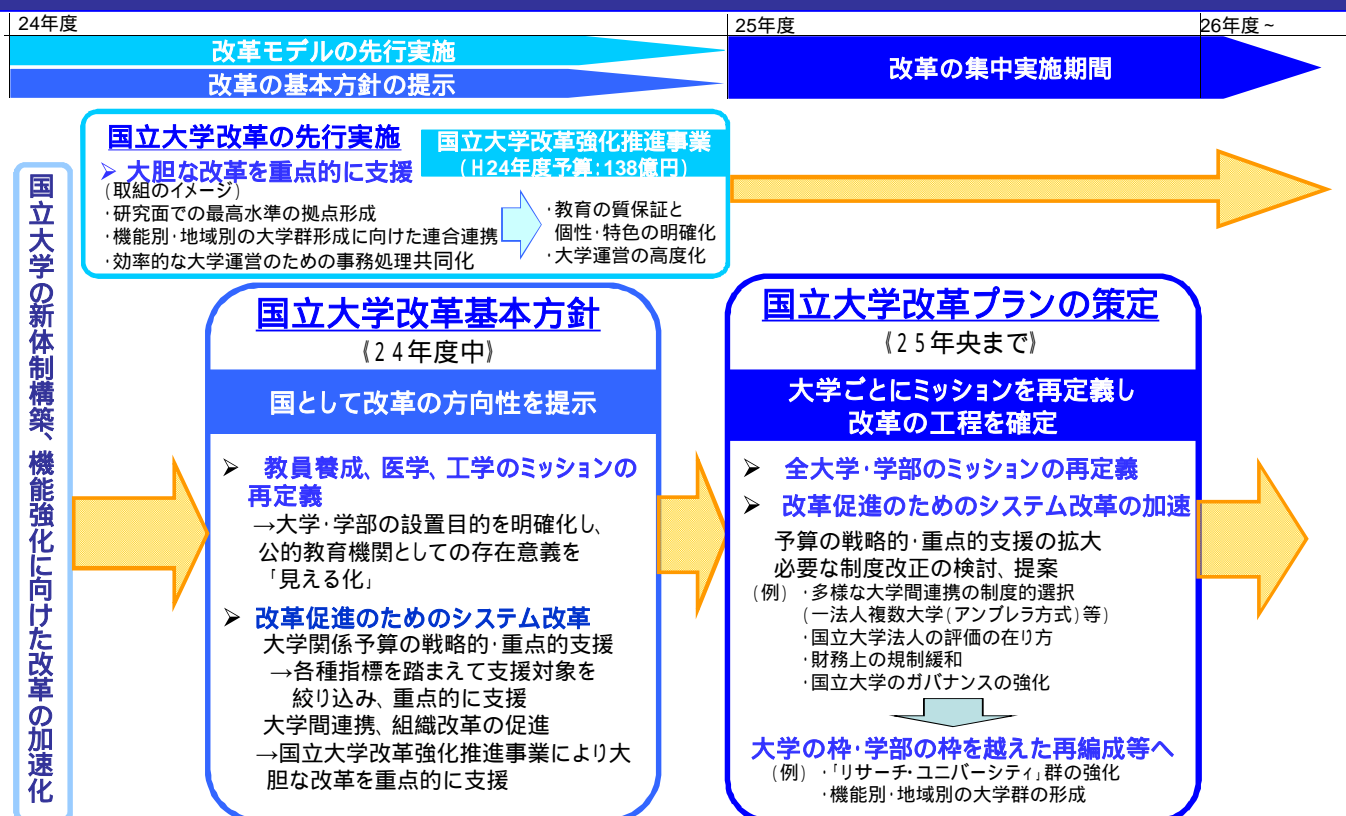
- 施設マネジメントの推進
- 多様な財源を活用した施設整備

7 計画的整備の推進

	科学技術基本法に基づく 科学技術政策	国立大学法人等の 施設整備施策
平成8 ～12年度	第1期 科学技術基本計画 (平成8年7月2日 閣議決定) 「大学等の老朽化・狭隘化する施設を計画的に整備」	科学技術基本計画を受け、計画的に整備
平成13 ～17年度	第2期 科学技術基本計画 (平成13年3月30日 閣議決定) 「大学等の施設整備を最重要課題とし施設整備計画を策定し、計画的に実施」	国立大学等施設緊急整備5か年計画 (平成13年4月18日 文部科学省) 整備目標 約600万㎡ (達成率約71%)
平成18 ～22年度	第3期 科学技術基本計画 (平成18年3月28日 閣議決定) 「老朽化施設の再生を中心とした施設整備計画を策定し、計画的に整備」	第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画 (平成18年4月18日 文部科学省) 整備目標 約540万㎡ (達成率約90%)
平成23 ～27年度	第4期 科学技術基本計画 (平成23年8月19日 閣議決定) 「重点的に整備すべき施設等に関する国立大学法人全体の施設整備計画を策定し、安定的、継続的な整備が可能となるよう支援の充実を図る」	第3次国立大学法人等施設整備5か年計画 (平成23年8月28日 文部科学大臣決定) 整備目標 約550万㎡ システム改革 施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備などのシステム改革の取組を一層推進する

8 国立大学改革のロードマップ

国立大学改革【ロードマップ】



9 多様な大学間連携(制度的なイメージ)

国立大学改革【多様な大学間連携(制度的イメージ)】

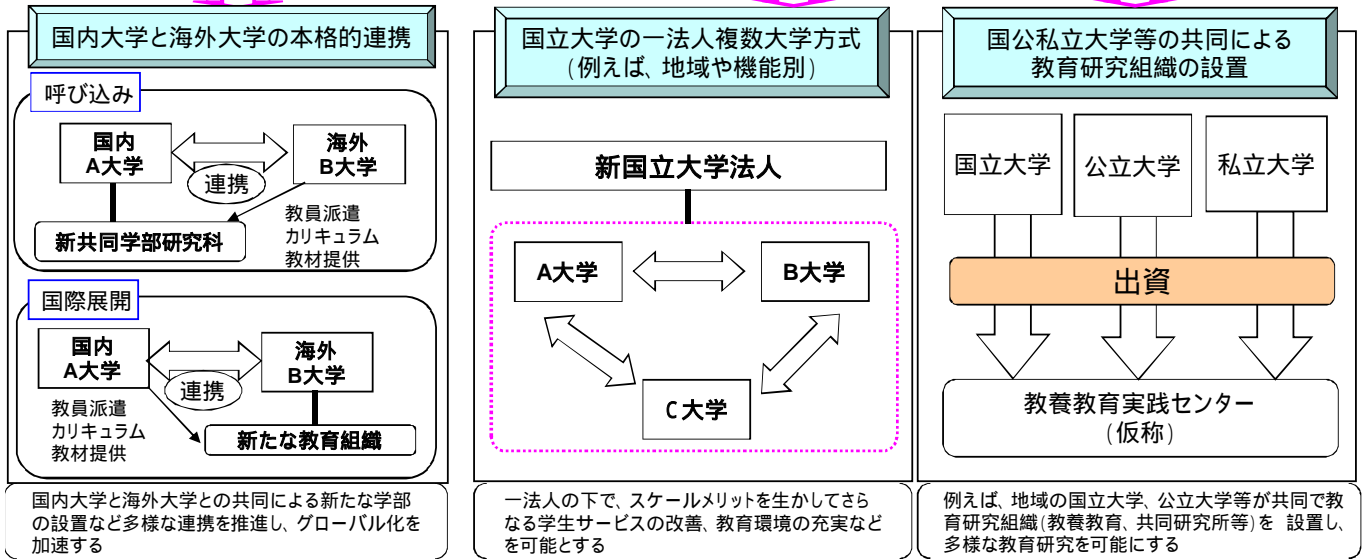
現状

- ・これまでも、教育課程の共同実施制度の導入や、同一都府県内にある国立大学同士の統合等の取組は実施
- ・大学の機能(国際競争力のある人材育成・知的基盤の形成等)の一層の強化のためには、さらに多様な大学間連携が必要

大学の機能を再構築し、強化する視点から、連携方策を拡大。
大学の主体的判断により、これまでできなかった取り組みが可能となるよう検討。

・戦略的な国際展開のための大学連携の促進

・連携のための多様な制度的枠組みの整備



10 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の概要

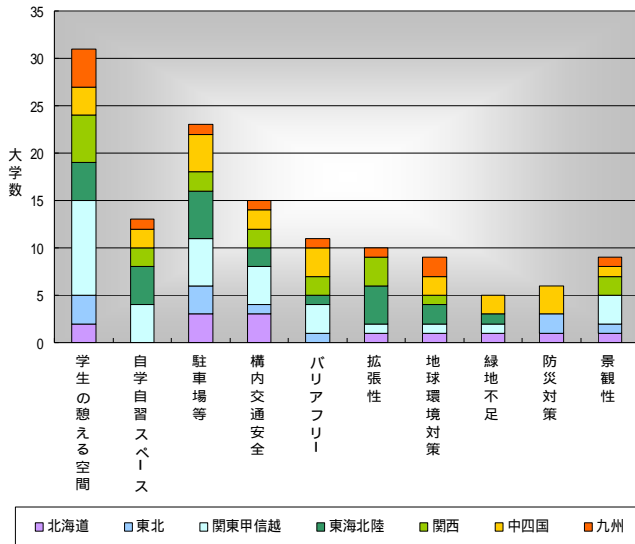
新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)
(平成24年8月 中央教育審議会第82回総会)



11 キャンパスの課題

キャンパスマスタープランに関するアンケートにおいて、キャンパスの課題については、「学生の憩える空間」の確保、「駐車場等」の確保、「構内交通安全」への対応、「自学自習スペース」の確保といった課題を挙げている大学が多い。

【キャンパスの課題】



【キャンパスに対する意見】

- (学生)**
「屋内の休憩スペースに不満を感じている。」「キャンパスの印象は殺風景である。」「広場、カフェ、食堂・売店を充実してほしい。」「このキャンパスは人との出会いがあり、楽しい。」
- (教職員)**
「学生の居場所がない。」「図書館機能にラーニングコモンズが必要。」「駐車場確保が課題。」
- (卒業生)**
「国や世代、企業・地域・大学間の壁を取り払い、徹底的にオープンで、多様な交流が生まれる環境を作ってほしい。」「人間形成は大学時代において大切なこと、大学からも学生に様々な出会い・つきあいの場を提供してほしい。」
- (行政)**
「セキュリティの問題はあるが、区の散歩コースにキャンパスも組み込み市民を招くとよいのでは。」「大学の持つシーズは不可欠、これからも産学官連携では、継続的協力を。」
- (連携企業)**
「地域の企業も教育資源として力になりたい。」
- (周辺住民)**
「地域の高齢者の方は、学生と話す機会があるとうれしい。」「高校生や中学生が気軽に入れる場所になってほしい。」

出典: 文部科学省「キャンパスマスタープランに関するアンケート」(平成24年7月)より作成

12 大学COC (Center of Community) 機能の強化

【これまでの大学に対する批判】

背景

大学の教育研究が、社会の課題解決に十分応えていない。
 学生が大学で学んだことが、社会に出てから役立っていない。
 地域と教員個々人のつながりはあっても、大学が組織として地域との連携に臨んでいない。

学生が主体的に学び、次代を生き抜く力を育むことを前提に

【大学が地域の課題解決に取り組む意義・効果】

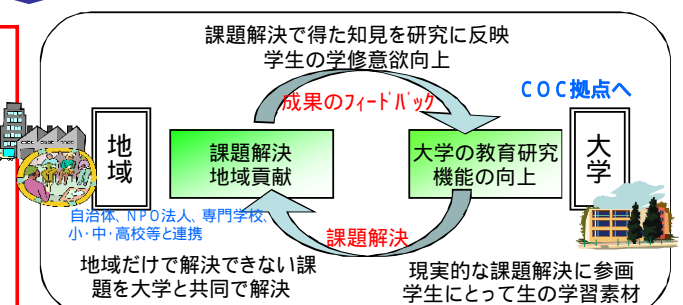
大学の教育研究がより現実的な課題を直視したものになる。また、地域社会の大学に対する理解が進む。
 フィールドワーク等を通じて、学生が社会の現実の課題解決に参加することで実践力を育成。学修する意欲も刺激。
 大学が組織として地域と連携することで、大学の様々な資源が有機的に結合。課題解決に向けた教育研究活動も活性化。

目標

大学等(短大・高専を含む)が、地域の課題を直視して解決にあたる取組を支援し、大学の地域貢献に対する意識を高め、その教育研究機能の強化を図る。

【支援対象】
 地域の課題解決につながる、特に優れた教育研究活動。

【支援方法】
 プログラム策定経費、システム整備費、人件費(TA・RA経費)等



地域人材の育成・雇用機会の創出

社会人のニーズに対応したキャリア・アップ、就業等学びの場の提供による社会人学生の受け入れなど、社会人に対する学び直しの場を提供。
 例) 結婚を機に退職した教員や看護師が、大学の講座を受講して再び職場に復帰。
 超高齢化社会に対応した学びや交流の場を提供。
 地域の産業界と連携した研修等を提供。

地域活性化・地域支援の取組み

学生による地域の子ども達への支援や、商店街活性化などの活動。
 例) 地域づくり考房「ゆめ」による外国籍児童との交流活動(松本大学)
 震災や原発事故などの災害による影響や改善策についての調査研究。
 例) 避難所や仮設住宅で暮らす子ども達の学習・遊び支援(福島大学)

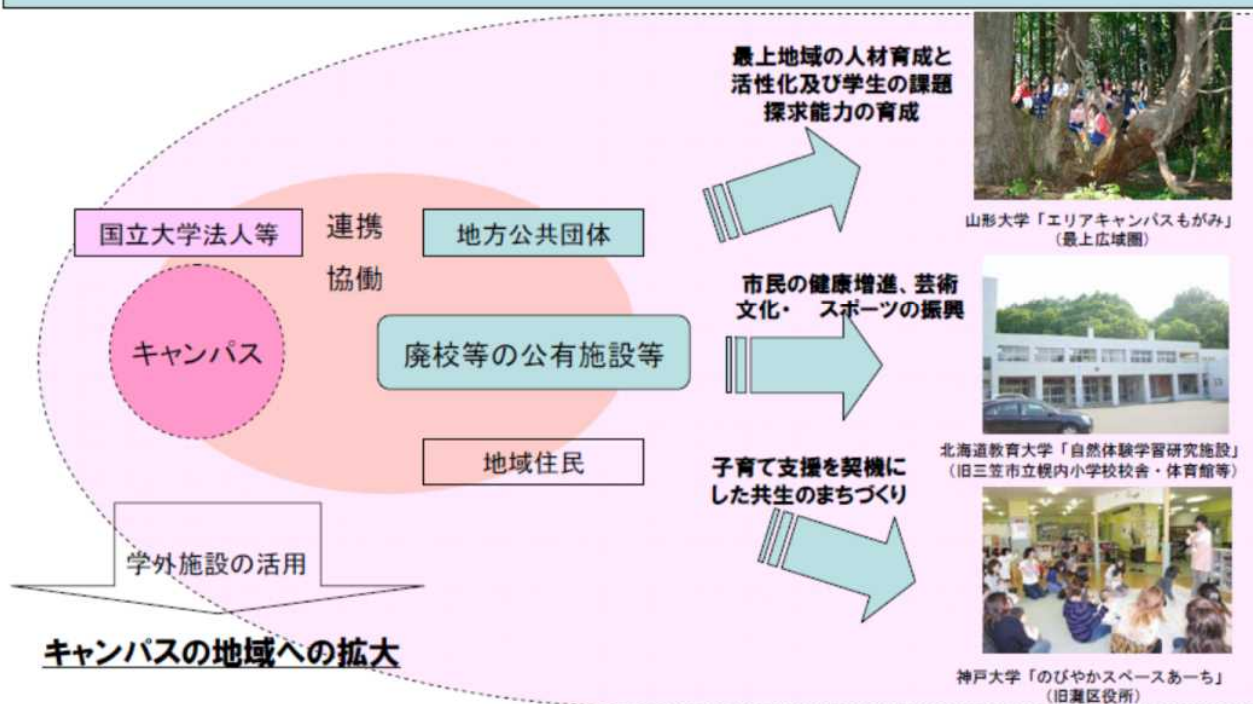
産学連携・地場産業の振興

地元企業が直面している技術開発上の課題に対する助言、地域の特産である農産物の栽培方法や品種改良など、地域に対する研究成果の還元。
 研究成果の社会実装に向けた産学連携拠点の構築と産学連携機能の高度化・ネットワーク化。
 受諾研究や共同研究など、地域の企業等の個別ニーズに対応した研究開発。

13 キャンパスの地域への拡大

地域の教育・文化等の振興と大学キャンパスの発展

- ・地域連携の取組からキャンパスの外に活動拠点を創出
- ・地域に立脚した大学として、地域との協働による様々な活動を展開



14 東日本大震災におけるキャンパスの被害と課題

ソフトとハードを組み合わせた総合的な防災機能強化の必要性を再認識

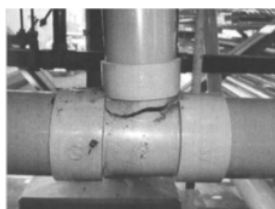
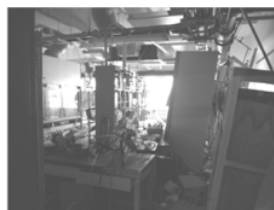
- ・構造部材の耐震化
- ・非構造部材の耐震対策の強化
- ・実験研究設備の防災対策の強化
- ・基幹設備(ライフライン)の改善促進
- ・停電時に必要最小限の電力等を確保できる環境づくり
- ・津波被害の減災に向けた取組
- ・省資源・省エネルギーの更なる推進



構造部材の被害



非構造部材の被害



基幹設備(ライフライン)の被害



津波による建物等の被害

15 「防災対策推進検討会議最終報告」の概要

防災対策推進検討会議 最終報告

平成24年7月31日 中央防災会議防災対策推進検討会議

第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(1) 災害から生命を守るための初動対応

安全で確実な避難

高齢化、人口減少が進む中で、**学校**、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を**地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるようにするとともに、避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進める**べきである。

救命・医療活動

被災地では、多数の負傷者への対応が迅速に求められることから、災害拠点病院を始め被災地内外の医療機関の間で、より有効な災害時医療活動が展開できるよう、対応する患者の分担などの連携方策をあらかじめ構築すべきである。

第3節 災害を予防するための多面的な取組

(3) 災害に強い国土・地域・まちの構築

住宅・学校・病院等の建築物やライフライン、インフラ施設等の構造物の耐震化を引き続き推進するとともに、天井材等の建築物の非構造部材の脱落防止対策、家具の転倒防止対策についても推進すべきである。

16 防災公園の整備(国土交通省資料)

事業の概要

地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、緊急に整備を推進。

防災公園の整備

地域防災計画に位置付けられている**避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園**の整備を重点的に支援

機能区分	役割	公園種別	面積等
一次避難地	大震災等の災害が発生した場合において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園 等	面積 2ha以上
↓			
避難路	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる都市公園	緑道 等	幅員 10m以上
↓			
広域避難地	大震災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園 等	面積 10ha以上
↓			
広域防災拠点	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園	広域公園 等	面積 概ね50ha以上

災害発生時に住民が安全に避難できるよう**備蓄倉庫**や**耐震性貯水槽**などの災害応急対策施設の整備を推進

災害応急対策施設



備蓄倉庫

発災時の食糧の備蓄、及び救助等に必要の器具を保管する施設



耐震性貯水槽

災害によって水道等のライフラインが断絶した場合の当面の飲料水や消防用水の確保をする施設



放送施設

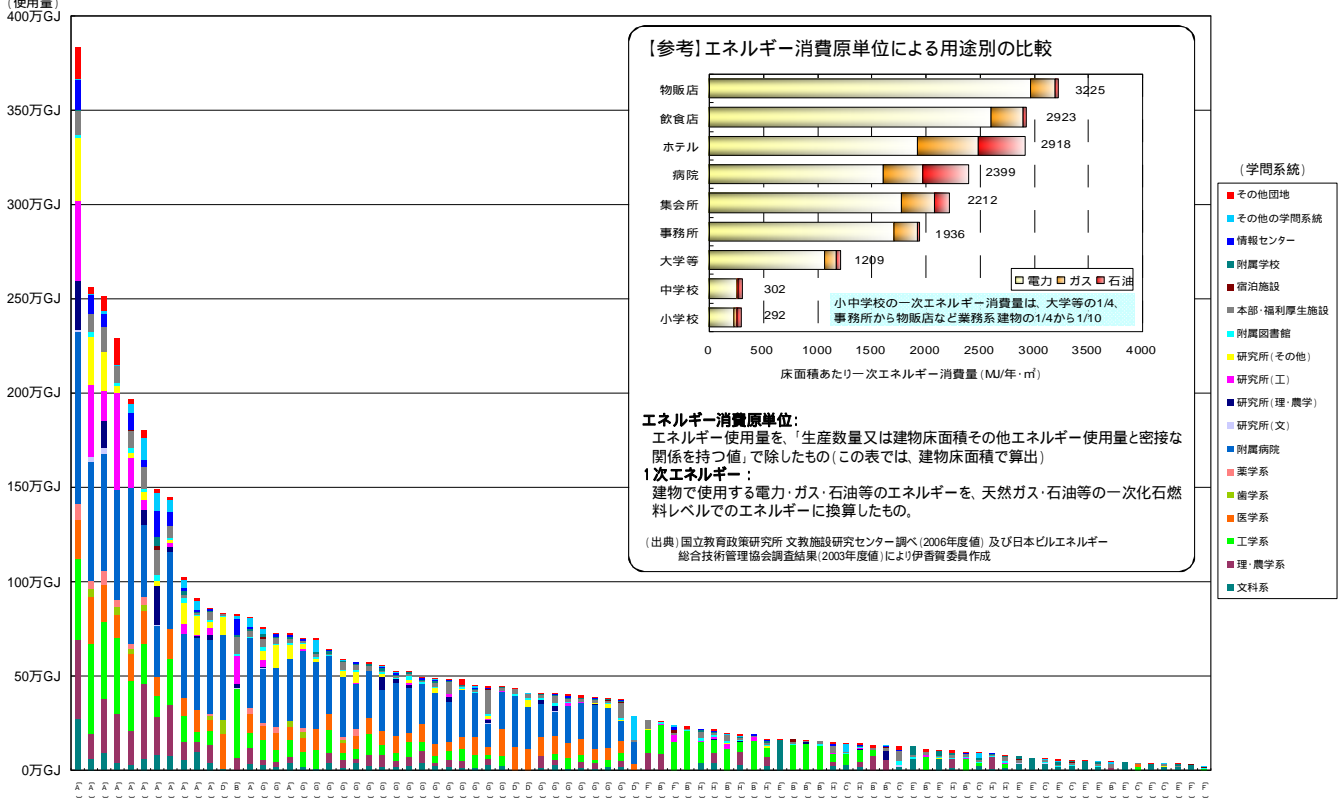
屋外スピーカー等、避難者等への災害や物資の配給等に関する情報の発信を行う施設

予算制度

社会資本整備総合交付金 (国費率 用地費1/3、施設費1/2)

17 国立大学におけるエネルギー使用量の現状

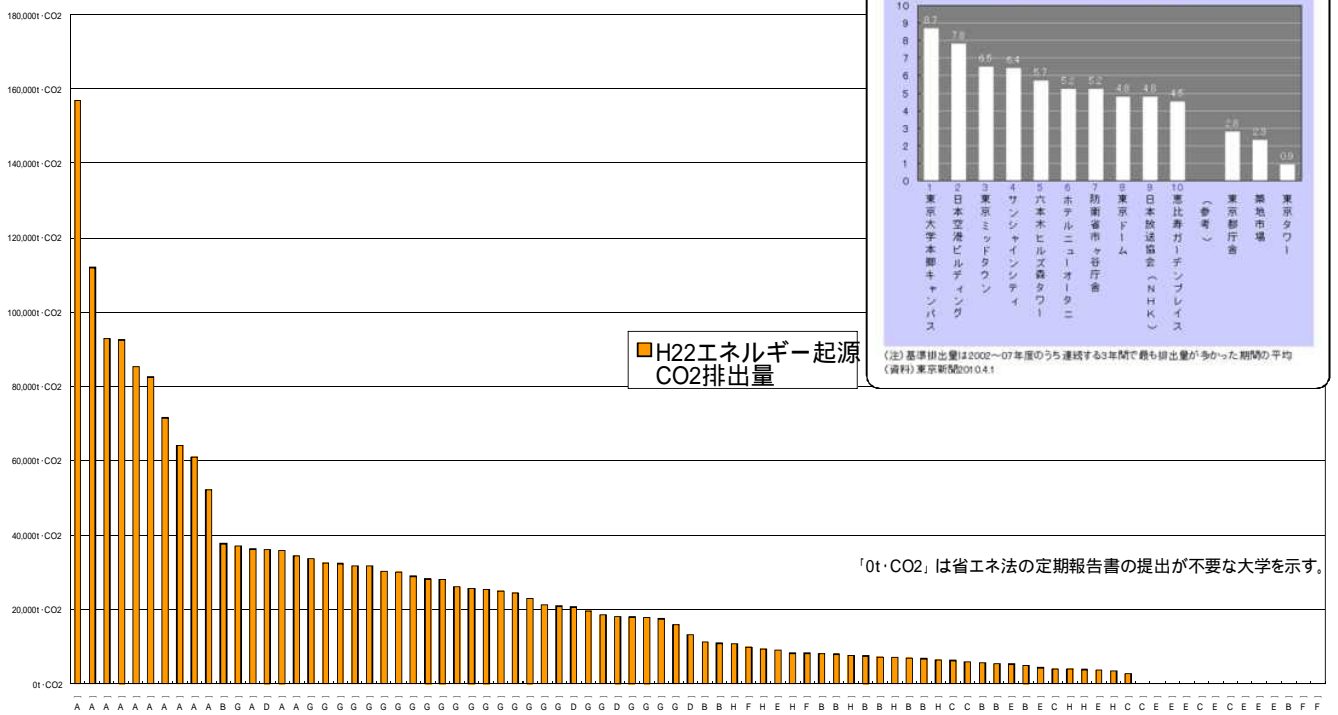
大学別エネルギー使用状況 (平成22年度)



出典:平成23年度 文部科学省調べ

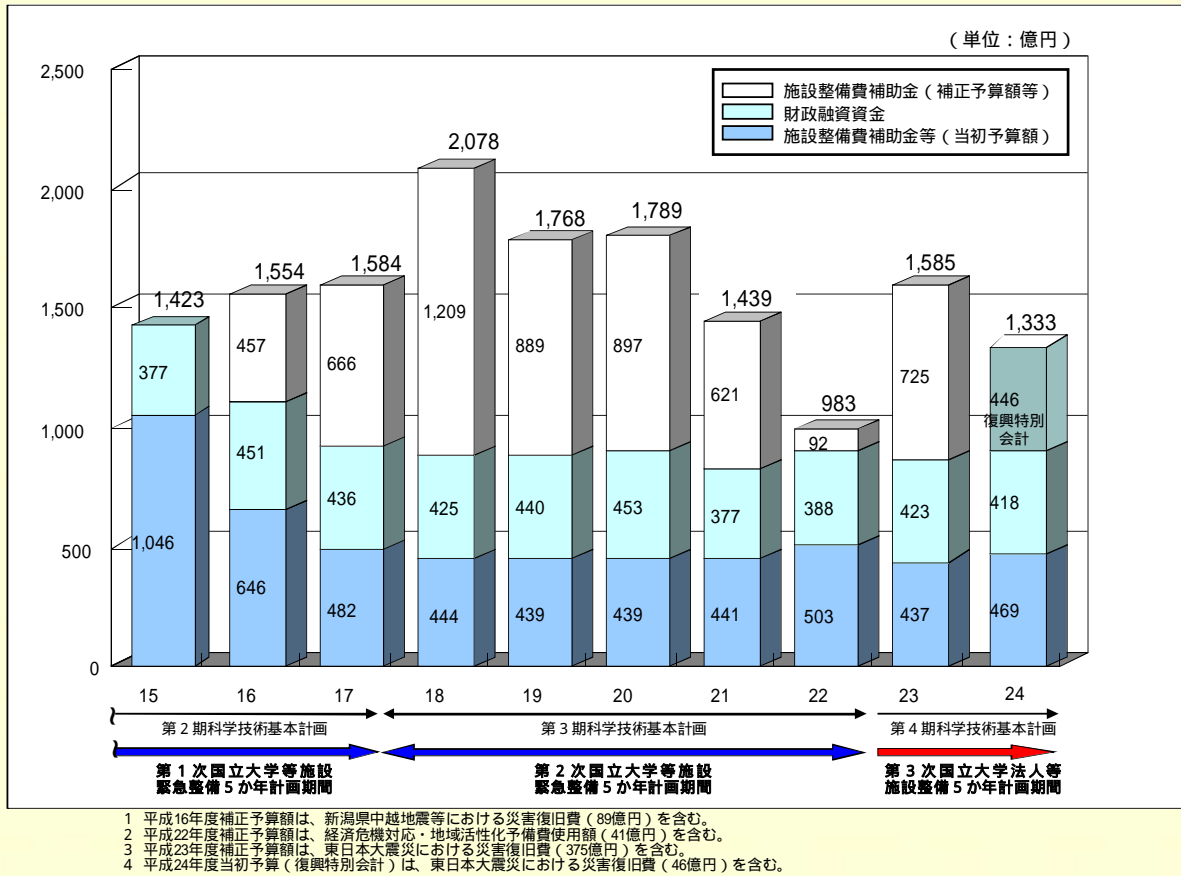
18 国立大学における二酸化炭素排出量の現状

大学別二酸化炭素排出状況 (平成22年度)



出典:平成23年度 文部科学省調べ

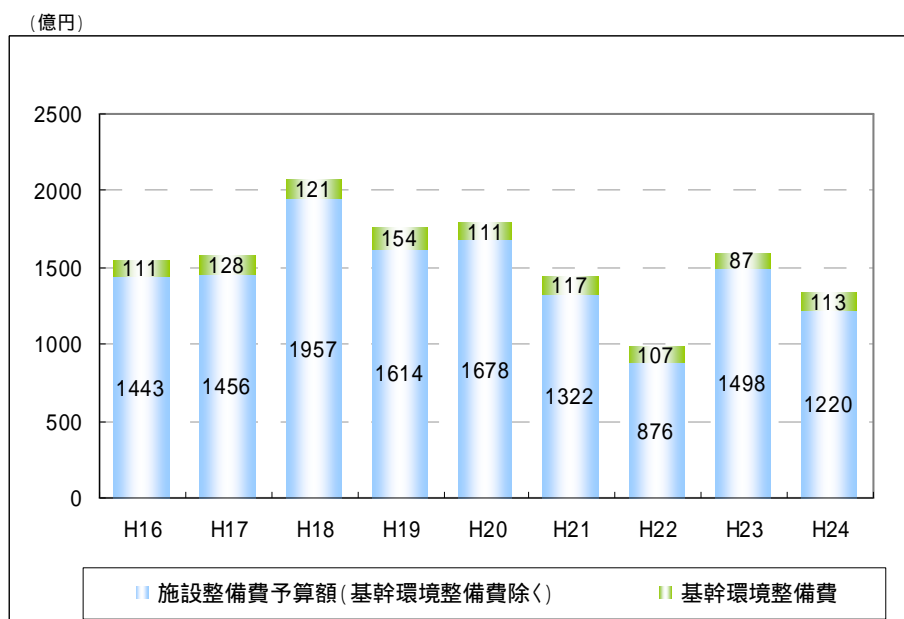
19 施設整備費予算額の推移



20 基幹環境整備費の推移

施設整備費予算額のうち、基幹環境整備事業分の予算額の推移。
 基幹環境整備の内容は、主として、基幹設備、ライフラインの更新や屋外環境の整備。

施設整備費予算額、基幹環境整備費の推移



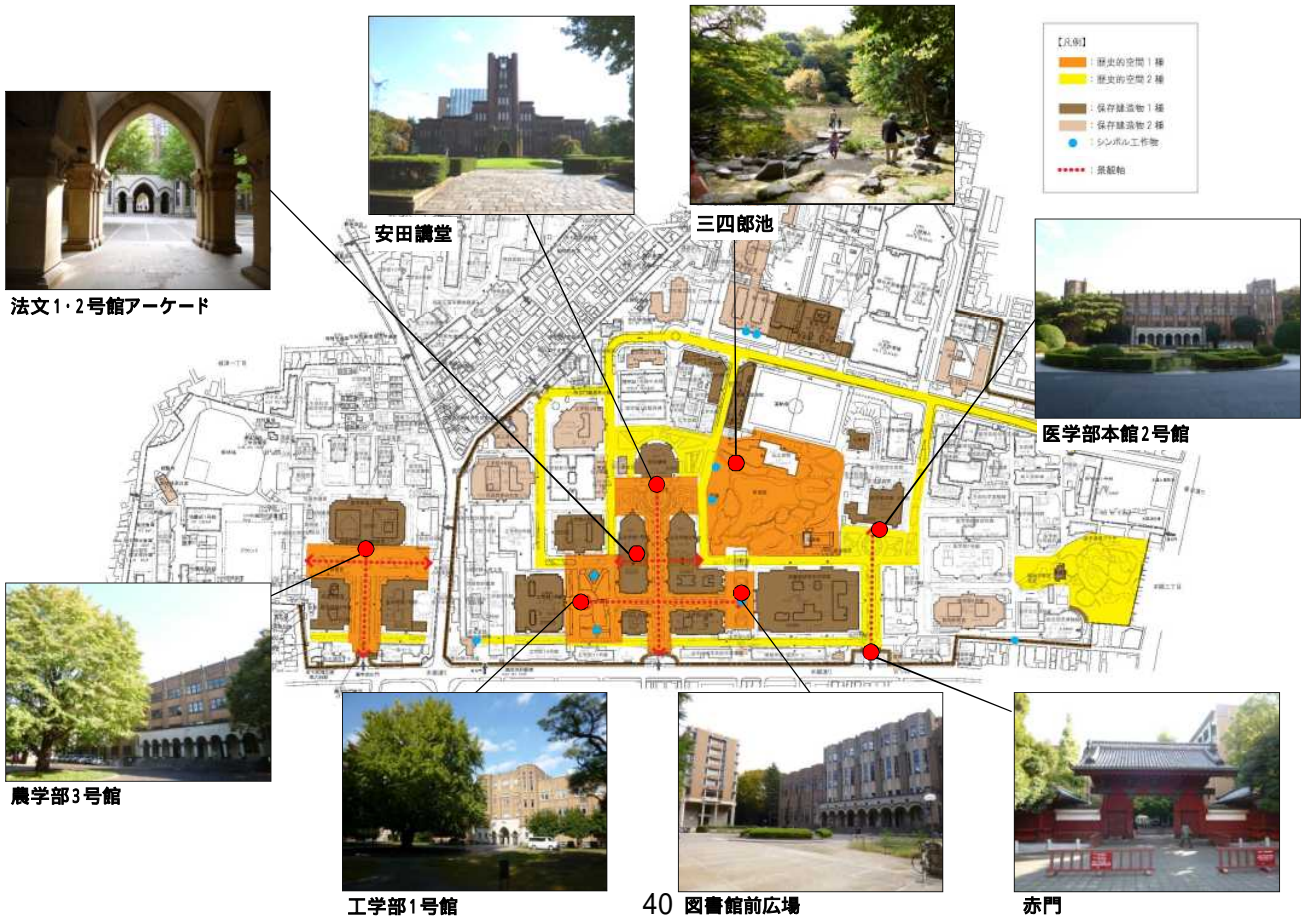
1 【東京大学・本郷キャンパス】大学の役割を支える場

東京大学 本郷地区ゾーニング図



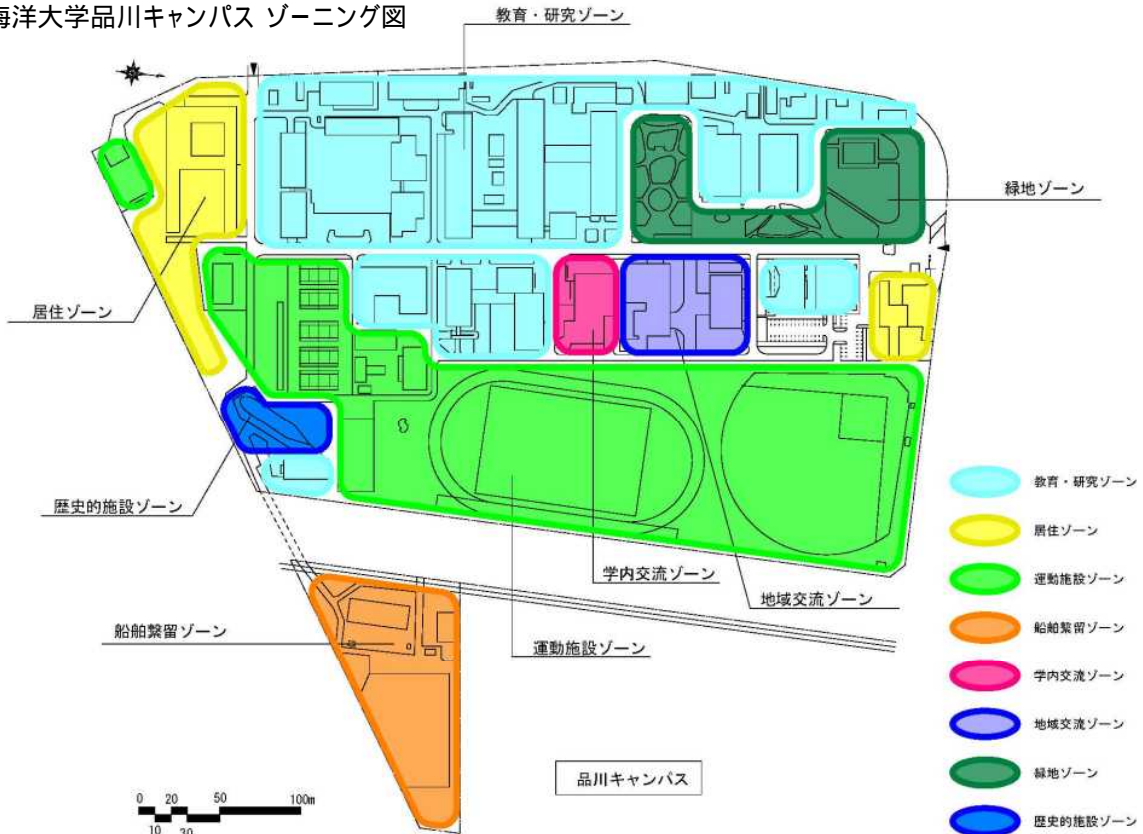
所在地	敷地面積	建物面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	学生数	学部名
東京都文京区本郷7-3-1	561,074㎡	179,302㎡	950,836㎡	32.0%	169.5%	14,374人	文、法、経済、教育、理、農、工、医、薬

2 【東京大学・本郷キャンパス】キャンパスを特徴付ける場



3 【東京海洋大学・品川キャンパス】大学の役割を支える場

東京海洋大学品川キャンパス ゾーニング図



所在地	敷地面積	建物面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	学生数	学部名
東京都港区港南4-5-7	143,770㎡	25,040㎡	61,422㎡	17.0%	43.0%	1,831人	海洋科学部

4 【東京海洋大学・品川キャンパス】キャンパスを特徴付ける場

<水産翁碑>



水産振興所第二代所長 村田保水産翁の記念碑
水産法制定立法の功績により、小松宮彰仁親王より「水産翁」の称号を賜った。
この碑は昭和3年、越中島の水産講習所敷地内に建設され昭和29年東京水産大学がこの地に移転後、移設された。

<鯨ギャラリー>

展示物
(1)セミクジラの全身骨格標本 (旧飯館研究所から東京水産大学に寄贈された。)
(2)コクウジラの全身骨格標本 2005年、大型定置に混獲された親子連れの高鯨。
(所特許可を取得/農林水産省)
(3)ツチクジラの語音標本 (鶴川ワールドから寄贈された。)



<伊谷以知次郎像>



水産講習所第三代所長
水産缶詰製造及び水産講習所の充実に尽力し、生涯を通し水産界で指導者として大きな足跡を残した。
この胸像は昭和8年越中島の水産講習所敷地内に建設され、昭和29年に東京水産大学がこの地に移転後移設された。

<登録有形文化財>
雲鷹丸

鋼製帆船
明治42年建造
明治42年から昭和4年まで20年間 にわたり33回の航海を行うと共に捕鯨実習をはじめ、漁業調査、学生実習、漁具開発等に多くの貢献をし、漁獲物処理では船上でのカニ缶詰製造に成功し、のちの大型蟹工船の先駆けとなった。
昭和37年に品川キャンパスの現在の位置に移設され、平成10年に登録有形文化財として登録された。



<卒業50周年記念植樹碑>



水産34回(1932)卒業生がグランド脇に、楠木10本を植樹した記念碑。碑文は「蒼む海 唄い継がれる 快慶丸 ソカヨ」で、「ソカヨ」は快慶丸砲撃歌の合いの手。
水産講習所の初代練習船「快慶丸」明治44年8月9日、遠洋漁業の実習中、韓国釜山港にて大暴風雨に遭い遭難、数名の死者、多数の負傷者を出し、船の遺跡も消えた。

5 キャンパスの質的向上の例

・魅力あるキャンパスづくりは、短期に達成できるものではなく、キャンパスマスタープランに基づく計画的整備の積み重ねにより培われていくもの

岩手大学



整備前



デザインガイドラインに基づく整備



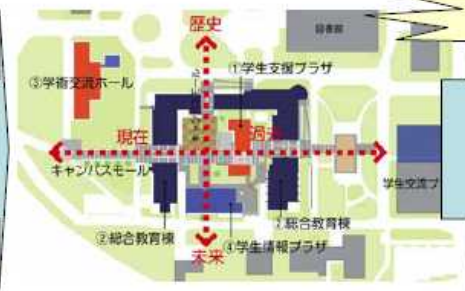
キャンパス景観の再生

統一感ある景観の形成

九州工業大学



整備前



学生動線の再検討(キャンパスモールの新設)

賑わいと交流の広場を整備



施設整備と併せて学生広場を整備

6 開かれたキャンパスの例(地域と大学の協働によるまちづくり)

柏の葉 国際キャンパスタウン構想(千葉県 + 柏市 + 千葉大学 + 東京大学)

